



2025年9月30日

各位

会社名 株式会社ケアネット  
代表者名 代表取締役社長 藤井 勝博  
(コード番号 2150 東証プライム)  
問合せ先 コーポレート本部長 佐藤 寿美  
(TEL. : 03-5214-5800)

## Curie 1 株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果 並びに親会社、主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

Curie 1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が 2025 年 8 月 14 日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2025 年 9 月 29 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025 年 10 月 7 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が発生する見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

### 1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社ケアネット株式（証券コード：2150）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けの結果の報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株式の数が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

### 2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

#### (1) 異動予定年月日

2025 年 10 月 7 日（本公開買付けの決済の開始日）

#### (2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式 31,274,751 株の応募があり、応募された当社株式の総数が買付予定数の下限（27,177,800 株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025 年 10 月 7 日（本公開買付けの決済の開始日）付けで、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が 50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。これに伴い、公開買付者の親会社である Curie 2 株式会社（以下「Curie 2」といいます。）についても、当社株式を間接的に所有することになるため、当社の親会社に該当することとなります。

一方、当社の筆頭株主である MIJ ヘルスケア 1 号投資事業有限責任組合（以下「MIJ ヘルスケア」といいます。）は、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025 年 10 月 7 日（本公開買付けの決済の開始日）付けで、当社の筆頭株主に該当しないこととなります。

### （3）異動する株主の概要

#### ①新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

（1） 名称	Curie 1 株式会社
（2） 所在地	東京都港区麻布台 1 丁目 3 番 1 号 麻布台ヒルズ森 JP タワー17 階
（3） 代表者の役職・氏名	代表取締役 エゼキエル・ダニエル・アーリン
（4） 事業内容	1. 商業 2. 前号に付帯関連する一切の業務
（5） 資本金 (2025 年 9 月 30 日現在)	25,000 円
（6） 設立年月日	2025 年 7 月 18 日
（7） 大株主及び持株比率	Curie 2 株式会社 100%
（8） 当社との関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

#### ②新たに親会社に該当することとなる株主の概要

（1） 名称	Curie 2 株式会社
（2） 所在地	東京都港区麻布台 1 丁目 3 番 1 号 麻布台ヒルズ森 JP タワー17 階
（3） 代表者の役職・氏名	代表取締役 エゼキエル・ダニエル・アーリン
（4） 事業内容	1. 商業 2. 前号に付帯関連する一切の業務
（5） 資本金 (2025 年 9 月 30 日現在)	25,000 円
（6） 設立年月日	2025 年 7 月 18 日
（7） 大株主及び持株比率	Curie Group Limited 100%
（8） 当社との関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

③主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名称	MIJ ヘルスケア 1号投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都港区赤坂 1 丁目 11-28	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合 (Limited Partnership)	
(4) 業務執行組合員の概要	名称	株式会社メディカルインキュベータジャパン
	所在地	東京都港区赤坂 1 丁目 11-28
	代表者の 役職・氏名	代表取締役 秦 充洋
	事業内容	有価証券の投資及び運用、ベンチャー企業への投融資及びその育成、経営コンサルティング業
	資本金	75,000,000 円
(5) 当社との関係		
当社と当該者間の出資の状況	当該会社は、2025 年 6 月 30 日現在、当社の普通株式 6,736,000 株（議決権比率 15.94%）を所有しております。ただし、MIJ ヘルスケアはその全てを本公開買付けに応募しております。	
当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。	

(4)異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

①Curie 1 株式会社(公開買付者)

	属性	議決権の数(議決権所有割合(注))			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	312,747 個 (74.84%)	—	312,747 個 (74.84%)	第 1 位

(注)「議決権所有割合」は、当社が 2025 年 9 月 3 日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された 2025 年 8 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (46,872,000 株) から、同日現在の当社が所有する自己株式数 (5,083,742 株) (なお、当該自己株式数には、対象者の「株式給付信託 (BBT)」及び「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として受託者であるみずほ信託銀行株式会社が所有する対象者株式 (376,300 株) を含めておりません。) を控除した株式数 (41,788,258 株) に対する割合 (小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権所有割合の計算において同じです。) をいいます。

②Curie 2 株式会社

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	—	312,747 個 (74.84%)	312,747 個 (74.84%)	—

③MIJ ヘルスケア

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主	67,360 個 (16.12%)	—	67,360 個 (16.12%)	第1位
異動後	—	—	—	—	—

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者及び Curie 2 は、当社の非上場の親会社等となりますが、当社株式を直接保有することにより影響力を行使し得る立場にあり、意思決定及び事業活動に与える影響が最も大きいと考えられる公開買付者が、当社の非上場の親会社等として開示対象となる予定です。

(6) 今後の見通し

上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全てを取得できなかったため、当社が 2025 年 8 月 13 日に公表した「Curie 1 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(当社が 2025 年 9 月 1 日に公表した「(訂正)「Curie 1 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」及び 2025 年 9 月 5 日に公表した「(訂正)「Curie 1 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」による訂正を含みます。)の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続に従って、当社の株主を公開買付者のみとすることを予定しているとのことです。

当該手続の実施により、当社株式は株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできなくなります。

今後の具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表します。

(添付資料)

2025 年 9 月 30 日付け「株式会社ケアネット株式 (証券コード: 2150) に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」(別添)

各位

会社名 Curie 1 株式会社

代表者名 代表取締役 エゼキエル・ダニエル・アーリン

## 株式会社ケアネット株式（証券コード：2150）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

Curie 1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年8月13日、株式会社ケアネット（証券コード：2150、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年8月14日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2025年9月29日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1. 買付け等の概要

## (1) 公開買付者の名称及び所在地

Curie 1 株式会社

東京都港区麻布台1丁目3番1号 麻布台ヒルズ森 JP タワー17階

## (2) 対象者の名称

株式会社ケアネット

## (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

## (4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	41,913,468株	27,177,800株	—株
合計	41,913,468株	27,177,800株	—株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（27,177,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（27,177,800株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である41,913,468株を記載しております。これは、対象者が2025年8月8日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2025年7月31日現在の対象者の発行済株式総数（46,872,000株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（4,958,532株）（なお、当該自己株式数には、対象者の「株式給付信託（BBT）」及び「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として受託者であるみずほ信託銀行株式会社が所有する対象者株式（376,300株）を含めておりません。）を控除した株式数（41,913,468株）です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2025年8月14日（木曜日）から2025年9月29日（月曜日）まで（31営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,130円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（27,177,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（31,274,751株）が買付予定数の下限（27,177,800株）以上となりましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、2025年9月30日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	31,274,751株	31,274,751株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ( )	—株	—株
株券等預託証券 ( )	—株	—株
合計	31,274,751株	31,274,751株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	312,747個	(買付け等後における株券等所有割合74.84%)

買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等後における株券等所有割合 — %)
対象者の総株主の議決権の数	422,642 個	

(注1)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2025年8月14日に提出した第31期半期報告書に記載された2025年6月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2025年9月3日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2025年8月31日現在の対象者の発行済株式総数(46,872,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(5,083,742株)(なお、当該自己株式数には、対象者の「株式給付信託(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として受託者であるみずほ信託銀行株式会社が所有する対象者株式(376,300株)を含めておりません。)を控除した株式数(41,788,258株)に係る議決権の数(417,882個)を分母として計算しております。

(注2)「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

#### (6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
楽天証券株式会社(復代理人) 東京都港区南青山二丁目6番21号

- ② 決済の開始日  
2025年10月7日(火曜日)

#### ③ 決済の方法

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書の本公開買付けに応募した株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。))の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受け付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(楽天証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等に電磁的方法により交付します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、復代理人から応募株主等が復代理人に開設した応募株主等名義の証券総合取引口座へお支払いいたします。

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとし、公開買付者の完全子会社とするための一連の手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、当該手続が実施された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者

より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

Curie 1 株式会社

(東京都港区麻布台1丁目3番1号 麻布台ヒルズ森 JP タワー17階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上

**【勧誘規制】** このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

**【米国規制】** 本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

**【将来に関する記述】** このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何らお約束するものではありません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

**【その他の国】** 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。